



2019年7月19日

各位

会社名 アイダエンジニアリング株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 会田 仁一
(コード番号 6118 東証第1部)
問合せ先 常務執行役員 管理本部長
鶴川 裕光
(TEL. 042-772-5231)

カナダにおける労災事故に関する罰金の支払いについて

昨年10月12日付の「カナダにおける労災事故に関する起訴について」においてお知らせいたしましたとおり、2017年8月にカナダにおいて弊社子会社従業員1名が死亡した労災事故について、弊社及び弊社子会社1社が安全管理に不備の疑いがあるとして労働安全法違反で起訴されておりましたが、本日（カナダ時間2019年7月18日）、カナダオンタリオ州裁判所より、当該弊社子会社に対して罰金16万2千5百カナダドル（約1,340万円）の支払いが命じられました。なお、弊社に対する起訴は取り下げられました。

改めて、本労災事故につきまして亡くなられた従業員の方のご冥福をお祈り申し上げ、ご遺族の方に対しまして、心よりお悔やみ申し上げます。

弊社は、本労災事故が発生してしまったこと及び今回弊社子会社が裁判所から命じられた内容を厳粛に受け止め、弊社子会社の指導を行うとともに、安全最優先を第一とし、二度とこのような事故を起こさぬよう、再発防止策を徹底し、信頼回復に努めて参ります。

なお、本件支払いに伴う弊社業績への影響は軽微であります。

以上